
公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第3号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「いの署長」を「土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第15項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

第1条第2項中「高知、高知南又はいのの各警察署の管轄区域内」を「高知市内」に改め、「（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあつては、第3号及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出を除く。）」及び第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「（優良運転者による申請を除く。）」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第11号までを削り、第12号を第7号とする。

第15条の2第3項及び第4項中「又は高知南」を「、高知南又は高知東」に、「行う場合」を「行う場合（高知東署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。）」に改める。

第18条の4中「交付は、」を「交付は、当該申請を受け付けた」に、「を含み、高知、高知南及びいのの各警察署を除く」を「を含む」に改める。

別表第2国道55号の項中「香南市香我美町徳王子字花宴399番1地先」を「香南市野市町東町字ツノ丸1134番1地先」に改め、同表国道321号の項中「土佐清水市旭町435番」を「四万十市不破字巾着島2052番21地先」に改め、同表中

「 国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先
-------------	---------------------------------------

	まで
--	----

を「

国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先まで
国道439号	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から吾川郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで

に改め、同表県道春野赤岡の項中「高知市長浜字東並松6018番4地先から南国市前浜字鳥喰840番2地まで」を「高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から香南市吉川町吉原字西大境2985番まで」に改め、同表県道高知南環状の項中「吾川郡いの町字砂森4195番13」を「吾川郡いの町八田字山崎2814番口地先」に改め、同表県道高知土佐の項中「吾川郡いの町天王南一丁目6番1地先」を「土佐市高岡町字新家丁4番2地先」に改め、同表中

「

県道山北岸本停車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
-----------	---

を「

県道山北岸本停車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
県道高知空港	香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで

に、

「

県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジャシキ216番まで
--------	---------------------------------

を「

県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジャシキ216番まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から高知市介良字スギハラ甲716番1まで

に、
「

県道土佐伊野	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで
--------	---------------------------------------

を
「

県道土佐伊野	土佐市高岡町字上森畠甲2044番2から土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで
県道新居中島	土佐市新居字夷堂164番22地先から土佐市中島字是吉10番3まで
県道野見港	須崎市桐間南21番から須崎市西崎町324番まで

に改め、同表県道須崎停車場の項中「須崎市泉町3番1地先」を「須崎市港町10番」に改め、同表中

「

県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで
----------	---

を
「

県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から宿毛市宇須々木字ミソノ183番1まで

に改める。

別記様式第22号中「第117条の2第1号の2」を「第117条の2第3号」に、「第117条の4第1項第2号」を「第117条の2の2第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新 旧 対

照 表

旧

新
高知県道路交通法施行細則（抜粋）

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

（1）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 いの署長

（2）優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第15項の規定により高齢者講習終了証明書を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあつては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあつては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

（2）法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者（次項第6号において「優良運転者」という。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南及びいの各署長

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、高知、高知南又はいの各警察署の管轄区域内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあつては、第3号及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出を除く。）は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1）・（2） 略

（1）・（2） 略

（3）・（4） 略

（3）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出

（5）法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請

（4）・（5） 略

（6）法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請（優良運転者による申請を除く。）

（6） 略

（7） 略

（8）法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の

(7) 略

3 略

(申請用写真の添付の省略)

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真(規則第17条第2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

(1)・(2) 略

2 略

3 法第104条の4第1項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知、高知南又は高知東の各署長を経由して行う場合(高知東署長にあつては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。)を除き、規則第30条の9第1項の申請書に申請用写真を添付することを要しない。

4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、高知、高知南又は高知東の各署長を経由して行う場合(高知東署長にあつては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。)を除き、規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

(免許証の交付)

第18条の4 法第92条第1項の規定による免許証の交付は、当該申請を受け付けた運転免許センター又は警察署(分庁舎を含む。)において行うものとする。

免許を受けたい旨の申出

(9) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請

(10) 規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出

(11) 規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請

(12) 略

3 略

(申請用写真の添付の省略)

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真(規則第17条第2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

(1)・(2) 略

2 略

3 法第104条の4第1項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の9第1項の申請書に申請用写真を添付することを要しない。

4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

(免許証の交付)

第18条の4 法第92条第1項の規定による免許証の交付は、運転免許センター又は警察署(分庁舎を含む、高知、高知南及びいのの各警察署を除く。)において行うものとする。

別表第2（第9条の2関係）

路線名	区間
略	
国道55号	略
	<u>安芸郡芸西村西分字浅津甲2179番1地先から香南市野市町東野字ツノ丸1134番1地先まで（高知東部自動車道）</u>
略	
国道321号	<u>四万十市不破字巾着島2052番21地先から宿毛市宿毛字三反地1748番3地先まで</u>
国道381号	<u>高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先まで</u>
国道439号	<u>吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から吾川郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで</u>
県道桂浜はりまや	略
略	
県道春野赤岡	<u>高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から香南市吉川町吉原字西大境2985番まで</u>
	略
略	
県道高知南環状	吾川郡いの町幸町37番1から <u>吾川郡いの町八田字山崎</u>

別表第2（第9条の2関係）

路線名	区間
略	
国道55号	略
	<u>安芸郡芸西村西分字浅津甲2179番1地先から香南市香我美町徳王子字花宴399番1地先まで（高知東部自動車道）</u>
略	
国道321号	<u>土佐清水市旭町435番から宿毛市宿毛字三反地1748番3地先まで</u>
国道381号	<u>高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先まで</u>
県道桂浜はりまや	略
略	
県道春野赤岡	<u>高知市長浜字東並松6018番4地先から南国市前浜字島喰840番2地まで</u>
	略
略	
県道高知南環状	吾川郡いの町幸町37番1から <u>吾川郡いの町字砂森4195</u>

	2814番口地先まで
	略
略	
県道高知土佐	高知市曙町一丁目462番から土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
略	
県道山北岸本停車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
県道高知空港	香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで
県道前浜植野	略
県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジヤシキ216番まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から高知市介良字スギハラ甲716番1まで
県道土佐山田野市	略
県道土佐伊野	土佐市高岡町字上森島甲2044番2から土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで
県道新居中島	土佐市新居字夷堂164番22地先から土佐市中島字是吉10番3まで

	番13まで
	略
略	
県道高知土佐	高知市曙町一丁目462番から吾川郡いの町天王南一丁目6番1地先まで
略	
県道山北岸本停車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
県道前浜植野	略
県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジヤシキ216番まで
県道土佐山田野市	略
県道土佐伊野	吾川郡いの町太内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで

県道野見港	須崎市桐間南21番から須崎市西崎町324番まで
県道吾井郷下分	略
県道須崎停車場	須崎市港町10番から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
略	
県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から宿毛市宇須々木字ミノノ183番1まで
県道片島港	略
略	

県道吾井郷下分	略
県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
略	
県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで
県道片島港	略
略	

様式第22号（第21条関係）

略	
下記の道路交通法違反行為により、安全運転管理者等の要件を備えないこととなったため	
	記
解 任 の 理 由	<input type="checkbox"/> 無免許運転の下命・容認 (道路交通法第75条第1項第1号)
	<input type="checkbox"/> 速度違反運転の下命・容認 (同上 同上 第2号)
	<input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び運転の下命・容認 (同上 同上 第3号)
	<input type="checkbox"/> 過労運転・麻薬等運転の下命・容認 (同上 同上 第4号)
	<input type="checkbox"/> 無資格運転の下命・容認 (同上 同上 第5号)
	<input type="checkbox"/> 過積載運転の下命・容認 (同上 同上 第6号)
	<input type="checkbox"/> 放置行為の下命・容認 (同上 同上 第7号)
	<input type="checkbox"/> 使用制限命令違反 (同上 第75条第2項)
	<input type="checkbox"/> ひき逃げ死傷事故 (同上 第117条)
	<input type="checkbox"/> 酒酔い運転 (同上 第117条の2第1号)
	<input type="checkbox"/> 麻薬等運転 (同上 <u>第117条の2第3号</u>)
<input type="checkbox"/> 無免許運転 (同上 <u>第117条の2の2第1号</u>)	

様式第22号（第21条関係）

略	
下記の道路交通法違反行為により、安全運転管理者等の要件を備えないこととなったため	
	記
解 任 の 理 由	<input type="checkbox"/> 無免許運転の下命・容認 (道路交通法第75条第1項第1号)
	<input type="checkbox"/> 速度違反運転の下命・容認 (同上 同上 第2号)
	<input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び運転の下命・容認 (同上 同上 第3号)
	<input type="checkbox"/> 過労運転・麻薬等運転の下命・容認 (同上 同上 第4号)
	<input type="checkbox"/> 無資格運転の下命・容認 (同上 同上 第5号)
	<input type="checkbox"/> 過積載運転の下命・容認 (同上 同上 第6号)
	<input type="checkbox"/> 放置行為の下命・容認 (同上 同上 第7号)
	<input type="checkbox"/> 使用制限命令違反 (同上 第75条第2項)
	<input type="checkbox"/> ひき逃げ死傷事故 (同上 第117条)
	<input type="checkbox"/> 酒酔い運転 (同上 第117条の2第1号)
	<input type="checkbox"/> 麻薬等運転 (同上 <u>第117条の2第1号の2</u>)
<input type="checkbox"/> 無免許運転 (同上 <u>第117条の4第1項第2号</u>)	